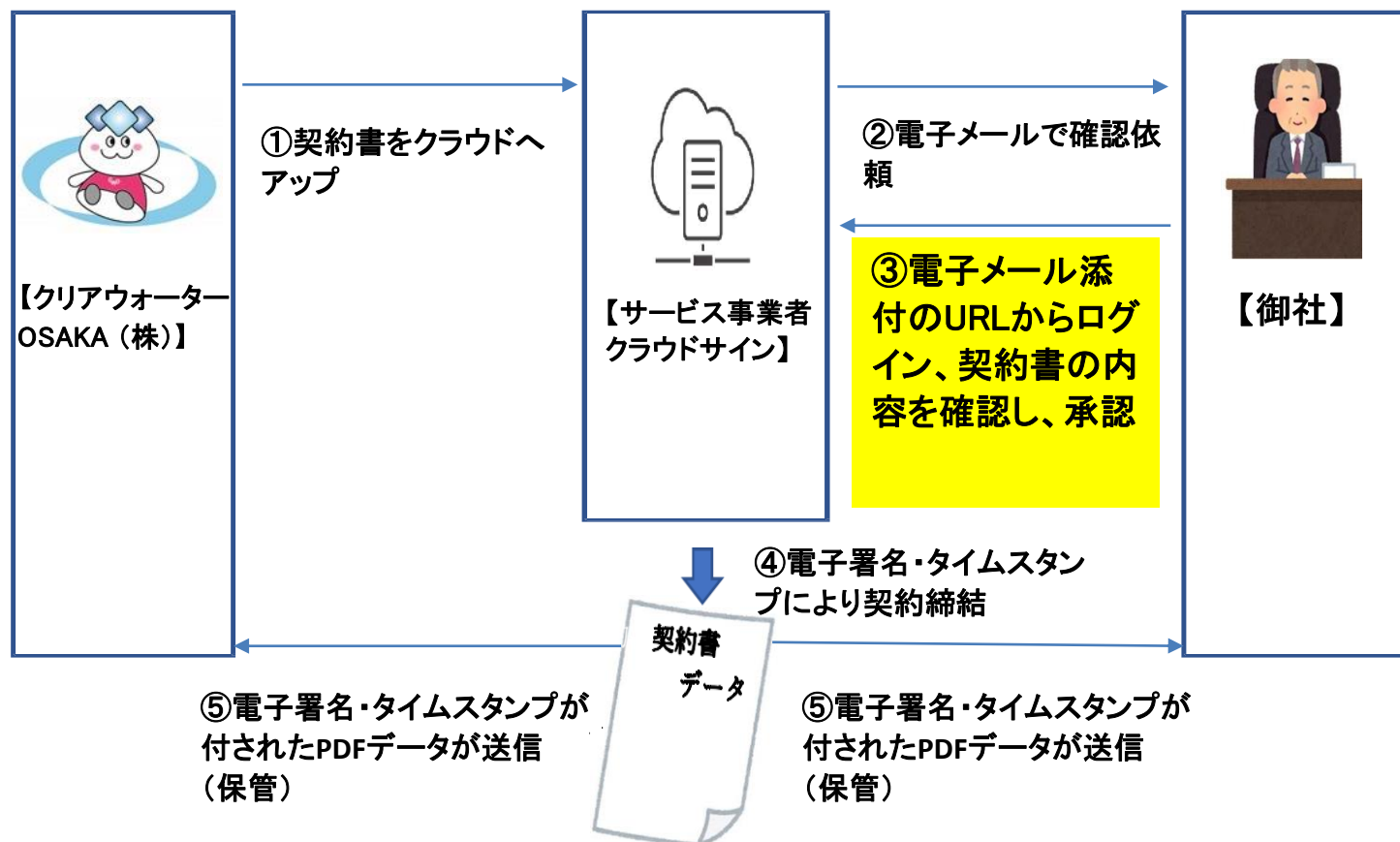


## 電子契約サービスの利用について

弊社では2022年11月1日（火）から電子契約サービスを導入します。このサービスは、電子メールアドレスがあれば利用可能ですので、ぜひご利用ください。

○「電子契約サービス」とは、契約書（紙）への署名・押印に代え、契約書（データ）に電子署名を付与することで契約締結できるサービスです。今回弊社で導入した電子契約サービスの概要は以下のとおりです。なお、事業者の方が行っていただく操作は下図の③となります。



### 【利用について】

- ・事業者の方はサービス利用にあたって、電子メールアドレス等の登録が必要ですが、その他登録手続きは必要なく、費用も掛かりません。
- ・電子契約サービスでは収入印紙の貼付が不要となりますので印紙税負担額が削減できます。
- ・紙の契約書に必要な「印刷」・「製本」・「署名 押印」・「書面の受渡し」といった作業は不要となります。

### 【電子契約サービスに関する問合せ先】

クリアウォーターOSAKA株式会社 総務部 経理課 契約担当

電話：06-6121-6026 電子メール：keiyaku@clearwater-osaka.co.jp